

記載要領

[実務経験証明書記載要領]

- a 実務経験は、危険物製造所等での経験に限られるものであるが、免状の交付を受けた後における実務経験のみに限られるものではない。
- b 期間は、6ヵ月以上でなければならない。
- c 6ヵ月以上の期間のとらえ方は、ブランクの期間があっても、設置者の異なる数か所の危険物製造所等であっても、合計して6ヵ月以上あれば差し支えない。なお、後者の場合には、実務経験証明書は複数となる。